

2013年2月12日 全8頁

# 日本版 ISA、非課税投資額は最大 500 万円に

## 恒久化は見送り

金融調査部 研究員  
鳥毛 拓馬

### [要約]

- 2013年1月24日、自由民主党、公明党は、「平成25年度税制改正大綱」（以下、大綱）を公表した。大綱には、個人所得課税のうち金融・証券税制に関して、日本版 ISA の拡充策が盛り込まれた。
- 日本版 ISA は、上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対する税率が10%から20%に引き上げられる2014年1月から導入されることになっている措置である。
- 現行税法では、日本版 ISA における新規の投資可能期間は、2014年から3年間となっている。金融庁は、2013年度税制改正要望において、この投資可能期間を恒久化することを要望していたが、大綱では見送られ、新規の投資可能期間は、2014年から10年間に延長することとされた。
- その一方で、新規投資後に、運用商品の譲渡益、配当・分配金が非課税となる期間は、現行税法の10年間から5年間に短縮された。このため、最大の非課税投資金額は現行の300万円から500万円に拡大することとされている。

## 1. はじめに

2013年1月24日、自由民主党、公明党は、「平成25年度税制改正大綱」（以下、大綱）を公表した。大綱には、個人所得課税のうち金融・証券税制に関して、日本版 ISA の拡充策が盛り込まれた。日本版 ISA は、上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対する税率が10%から20%に引き上げられる2014年1月から導入されることになっている措置である。現行税法では、日本版 ISA における新規の投資可能期間は、2014年から3年間となっている。金融庁は、2013年度税制改正要望<sup>1</sup>において、この投資可能期間を恒久化することを要望していたが、大綱では見送られ、新規の投資可能期間は、2014年から10年間に延長することとされた。その一方

<sup>1</sup> 金融庁2013年度税制改正要望については、拙稿「日本版 ISA 恒久化を要望〈訂正版〉【金融庁2013年度税制改正要望】公社債も申告分離課税に」を参照。

<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/12091901tax.html>

で、新規投資後に、運用商品の譲渡益、配当・分配金が非課税となる期間は、現行税法の10年間に5年間に短縮された。このため、最大の非課税投資金額は現行の300万円から500万円に拡大することとされている。本稿は、日本版ISAの現行の制度概要と今般の大綱に盛り込まれたポイントについて概説するものである。

## 2. 日本版ISAの制度概要

以下では、日本版ISAについて、現行税法に加え2013年度税制改正大綱の内容が実現したものととして概説する。

### (1) 日本版ISAとは

日本版ISA (Individual Savings Accounts) とは、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の呼称である。この措置は、2010年度の税制改正で、導入が決定したものであり、2014年1月から開始することになっている。証券会社や銀行などの金融機関（以下、証券会社等）の営業所に開設した非課税口座内の上場株式、公募株式投資信託など（以下、非課税口座内上場株式等）の配当・分配金、譲渡益について、毎年の新規投資額100万円を上限として、非課税とする制度である。

### (2) 日本版ISA導入の経緯

当初は、上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対する税率が10%から20%に引き上げられることになっていた2012年1月から導入されることになっていた。その後の2011年度の税制改正において、10%税率が2013年12月まで2年間延長されたことに伴い、日本版ISAの開始時期も2年間延期された。

### (3) 制度の概要

日本版ISAの概要は以下の図表1のとおりである。非課税口座を開設することができる期間について、現行税法では2014年1月1日から2016年12月31日までとなっているが、大綱では、これを2014年1月1日から2023年12月31日までの10年間とすることとしている。運用商品の譲渡益、配当・分配金が非課税となる期間は、現行税法の10年間に5年間に短縮するとされている。

図表 1 大綱の内容が実現した場合の日本版 ISA の概要 (斜字部分が新たに盛り込まれた内容)

①非課税対象	上場株式・公募株式投資信託の配当・分配金、譲渡益
②非課税投資額	毎年、新規投資額で 100 万円を上限 (未使用枠の翌年以降の繰越不可)
③非課税投資総額	500 万円 (100 万円×5 年間)
④非課税維持期間	最長 5 年間
⑤途中売却	自由 (ただし、売却部分の枠は再利用不可)
⑥口座開設数	勤定設定期間につき 1 口座のみ (勤定設定期間ごとに異なる証券会社等に 口座を開設することは可能)
⑦開設資格者	その年の 1 月 1 日時点で満 20 歳以上の居住者等
⑧導入時期	2014 年 1 月から導入

(出所) 金融庁資料を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

#### 非課税の対象となる配当

非課税口座に受け入れができる上場株式等は、特定口座に受け入れができる上場株式等と同様である。すなわち、上場株式、外国上場株式、公募株式投資信託、上場 ETF、上場 REIT などである。これら上場株式等の配当（発行済株式の 3%以上を有する大口株主が受けるものを除く）や公募株式投資信託の分配金などが非課税の対象となる。

ただし、非課税となるのは、口座が開設された証券会社等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限られる。たとえば、株式の発行会社から直接受け取ったような場合は、その配当等は非課税の対象とはならない（租税特別措置法 9 の 8、租税特別措置法施行令 5 の 2 の 2、租税特別措置法施行規則 5 の 5 の 2）。

#### 非課税の対象となる譲渡所得等

非課税口座内の上場株式等の譲渡による譲渡所得等が非課税となるのは、証券会社等への売委託等により譲渡した場合である。一方、非課税口座内の上場株式等を譲渡した場合に生じた譲渡損失金額は、ないものとみなされる。したがって、その損失金額を非課税口座以外の口座で生じた株式等の譲渡益や上場株式等の配当等と損益通算することや繰越控除することはできない。

非課税口座と非課税口座以外の口座に上場株式等を有する場合、非課税口座の上場株式等の譲渡所得の金額と、非課税口座以外の上場株式等の譲渡所得の金額は区分して計算する。また、同一銘柄の上場株式等を非課税口座と非課税口座以外に有する場合、それぞれ銘柄が異なるものとして計算する。

なお、非課税口座内で運用商品をいったん売却・解約すると、その商品の元本分の非課税枠を使い切ることになる。たとえば、ある年の非課税口座に 50 万円投資していて、その年に 50 万円分の元本を売却した場合、改めて同じ年に 100 万円分投資することはできず、非課税投資額の未使用枠である 50 万円分しか投資することができないのである。

#### (4) 非課税口座からの払出しがあった場合の課税関係

次の払出事由により、非課税期間の途中で非課税口座内上場株式等を一部または全部を払出した場合、払出事由が生じた日の時価（払出し日の終値、基準価額）で譲渡し、他の口座へ移管したものとみなされる（みなし譲渡）。払出時の譲渡益・譲渡損はなかったものとして取り扱われる。非課税口座の廃止時、終了時の取り扱いも同様である。

- ・ 非課税口座から非課税口座以外の口座への移管、非課税口座の廃止等。
- ・ 贈与、相続、遺贈。
- ・ 非課税となる譲渡以外の譲渡。

#### (5) 非課税口座

非課税の適用を受けるための非課税口座は、2014 年から 2023 年までの間に、その年 1 月 1 日において満 20 歳以上の投資家が、1 人につき 1 口座開設することができるのが原則となっている。

投資家が非課税口座を開設するためには、証券会社等の営業所に対し、氏名、住所等を記載した非課税口座開設届出書に、その年分の非課税口座開設確認書を添付して提出する必要がある。なお大綱によると、現行税法の非課税口座開設確認書は、非課税適用確認書に改められる。

#### 非課税適用確認書

非課税適用確認書は、居住者等からの申請に基づき税務署長から交付を受けた書類で、勘定設定期間<sup>2</sup>として次に掲げる期間のいずれかの期間、当該期間の区分に応じそれぞれ図表 2 に定める基準日における国内の住所その他の事項が記載された書類をいうものとされる。

<sup>2</sup> 非課税口座に新たに非課税管理勘定を設けることができる期間。

図表2 勘定設定期間と基準日

勘定設定期間	基準日
2014年1月1日から2017年12月31日	2013年1月1日
2018年1月1日から2021年12月31日	2017年1月1日
2022年1月1日から2023年12月31日	2021年1月1日

(出所) 平成25年度税制改正大綱を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

非課税適用確認書の交付を受けようとする居住者等は、**交付申請書**に図表3の基準日における住所地を証する住民票の写し等を添付して、2013年10月1日から2017年9月30日、2017年10月1日から2021年9月30日、2021年10月1日から2023年9月30日の各期間内に、証券会社等の営業所に提出するものとされている。

非課税適用確認書が必要とされているのは、1人1口座のルールが守られているかどうか税務署が確認するためである。

なお、非課税適用確認書の交付申請書と非課税口座開設届出書については、同時に証券会社等の営業所に提出できる取扱いとなる予定である<sup>3</sup>。

大綱では、同一の証券会社等に重複して非課税口座を開設することができないこととされ、また、同一の勘定設定期間に重複して非課税適用確認書を提出することができないものとされている。すなわち、1つの勘定設定期間に1つの非課税口座のみ開設できるものと考えられる。例えば、2014年から2017年にA金融機関で非課税口座を開設すると、同じ期間に他の金融機関で非課税口座は開設することはできず、他の金融機関に非課税口座を開設したい場合には、次の勘定設定期間が始まる2018年まで待たなければならないものと思われる。もっとも、2018年から2021年まで引き続きA金融機関で非課税口座を開設することも可能であると思われる(正式な取り扱いについては、改正法案等を待つ必要がある)。

### 非課税管理勘定

非課税口座を開設された証券会社等は、当該非課税口座を開設した居住者等から提出を受けた非課税適用確認書に記載された勘定設定期間内の各年の1月1日に非課税管理勘定を設けるものとする。

非課税管理勘定は、非課税口座に年分毎に設けられ、設定日からその年の12月31日までの間に上場株式等の取得対価の額の合計額が100万円以下のものを受け入れることができるとされている。

非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等は、当該非課税口座のある証券会社等

<sup>3</sup> 「平成24年度税制改正大綱」p.20

を通じて新たに取得した上場株式・公募株式投資信託等だけでなく、保有している非課税口座の他の年分の非課税管理勘定から一定の手続を経て移管がされる上場株式・公募株式投資信託等である。

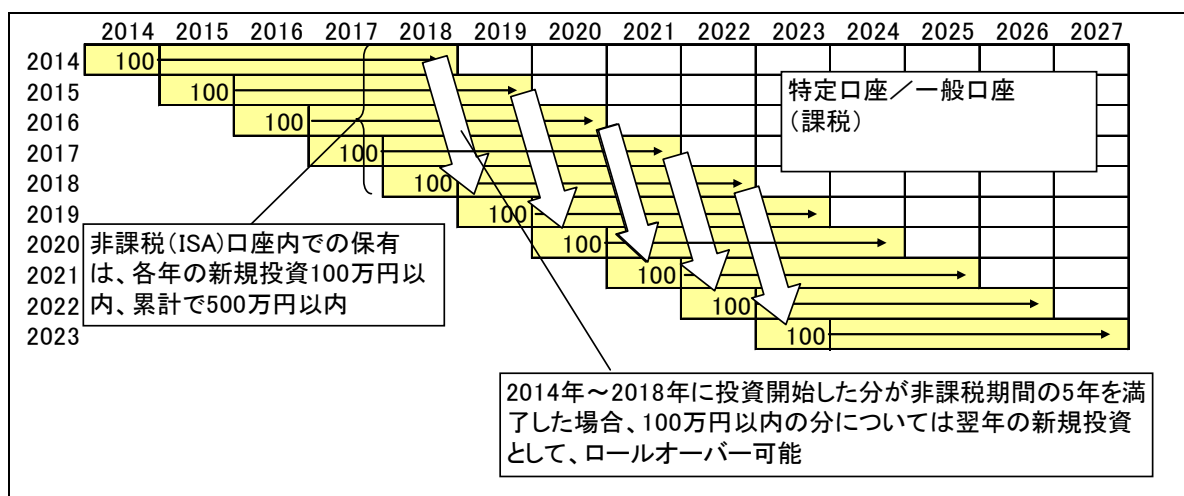
なお、非課税期間の終了日（12月31日）に有している非課税口座内上場株式等については、翌年1月1日に新たに設定される非課税管理勘定に移管することが可能とされている。

## （6）非課税口座年間取引報告書

非課税口座年間取引報告書は、非課税口座ごとに作成され、証券会社等の営業所から翌年1月31日までに所轄税務署に提出されるものである。ただし、投資家には交付されない。記載される項目は以下の通りである。

- ・ 住所、氏名、生年月日
- ・ 基準日の住所、整理番号
- ・ 当該非課税口座のある金融商品取引業者等の営業所の名称・所在地
- ・ 非課税口座の開設年月日
- ・ 当初取得上場株式等の種類、銘柄、株数又は口数、取得対価の額
- ・ その年中に払出しがあった上場株式等に関する情報（事由、払出年月日、株数又は口数、譲渡対価の額又は払出し時の金額など）
- ・ 配当等の交付状況に関する情報（種類、銘柄、配当等の額、特別分配金の額）

図表3 大綱の内容が実現した場合の日本版ISAのイメージ図



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

### 3. 日本版 ISA に適すると考えられる金融商品

前述の通り、日本版 ISA で非課税となる金融商品は、税法上の上場株式等とされているため、個別株のみならず公募株式投資信託や ETF、REIT も含まれる。年間の新規投資額に関して 100 万円という上限があることからすれば、株式よりも上限金額まで購入しやすい投資信託のほうが、日本版 ISA に適する商品といえるものと思われる。

非課税口座内の上場株式等を譲渡した場合に生じた譲渡損失金額は、ないものとみなされ、その損失金額を非課税口座以外の口座で生じた株式等の譲渡益や上場株式等の配当等と損益通算することはできない。このことから、個別株に比べて、一般的に譲渡損失が発生する可能性が低いと考えられる株式投資信託が適するであろう<sup>4</sup>。

ただし、退職金を運用しつつ取り崩していくことを想定した毎月分配型の投資信託は、適しいのではないかと考える。現在、多くの毎月分配型の投資信託は、投資家に投資元本の一部を払い戻す「特別分配金」で分配を実施しており、この特別分配金は非課税であること、投資元本が毎年 100 万円と少額であることがその理由となる。

非課税のメリットを享受できる投資信託として、非課税を継続できる最大の期間である 5 年間は分配なしで、5 年終了直前に運用益が得られるような投資信託などが考えられるのではなかろうか。毎年、分配金が出る投資信託で、その分配金を日本版 ISA に再投資すると、年間の非課税投資額がその分減少することになるため、運用益を最大限享受するためにあえて、分配せずに投資信託内での運用に回すという選択肢をとるのである。

このような無分配の投資信託があった場合、例えば、65 歳までの再雇用を希望しない投資家が<sup>5</sup>、退職から年金受給までの期間に次の図表 4 のような運用をすることも考えられる（2014 年 1 月 1 日に 55 歳の場合は、63 歳から厚生年金の報酬比例分を受給。満額受給は 65 歳から）。

日本版 ISA がスタートする 2014 年に 55 歳である個人が、同年から 2018 年まで毎年 100 万円ずつ投資信託に投資し、年利 3% で運用できたと仮定する。毎年の運用益は分配せずに、投資信託の中で再投資し、5 年目にまとめて分配する商品があった場合、60 歳になる 2019 年から 64 歳になる 2023 年まで、約 16 万円の運用益を毎年受け取ることができる。その元本金額は再度非課税口座で投資すれば、2027 年まで毎年約 16 万円の運用益を受け取ることができるのである。

<sup>4</sup> もっとも、非課税というメリットをより享受したいと考える投資家は、譲渡損失発生の可能性があっても、より高い配当金が得られる個別株を選択する可能性はあるだろう。

<sup>5</sup> 高年齢者雇用安定法により、2013 年 4 月から、定年に達した従業員の希望者全員に対して 65 歳までの再雇用等を義務付けられた。

図表4 日本版ISAの考える活用方法

	55歳 2014年	56歳 2015年	57歳 2016年	58歳 2017年	59歳 2018年	60歳 2019年	61歳 2020年	62歳 2021年	63歳 2022年	64歳 2023年
2014年	100.00	103.00	106.09	109.27	112.55	115.93				
2015年		100.00	103.00	106.09	109.27	112.55	115.93			
2016年			100.00	103.00	106.09	109.27	112.55	115.93		
2017年				100.00	103.00	106.09	109.27	112.55	115.93	
2018年					100.00	103.00	106.09	109.27	112.55	115.93
2019年						100.00	103.00	106.09	109.27	112.55
2020年							100.00	103.00	106.09	109.27
2021年								100.00	103.00	106.09
2022年									100.00	103.00
2023年										100.00

黄色部分は元本、灰色部分は評価額。

運用益部分の15.93万円を取り崩す。元本部分の100万円は非課税口座で再度投資。

(出所)大和総研金融調査部制度調査課作成

その他、投資対象について、次のようなことが考えられる。

- ・非課税というメリットをより享受したいと考える投資家は、譲渡損失発生の可能性があっても、高配当の個別株を選択する可能性はあるかもしれない。
- ・リスクの低いファンドが中心になった場合は高い運用益は期待できず、購入時の手数料ゼロで、信託報酬の低いファンドなどが中心になるかもしれない。
- ・上場ETFは、個別株よりはリスクは低く、信託報酬も低い（売買手数料はあり）ため選択肢として考えられる。
- ・上場REITは、損失発生のリスクがある、内部留保によるファンド内での運用益の再投資は困難（90%超分配ルール）だが、安定的な分配金は期待できる。